



# Tax Whiz

Tax highlights from your advisers

**Malaysia Transfer Pricing Guidelines  
2024 and Transfer Pricing Tax Audit  
Framework 2024**



23 January 2025

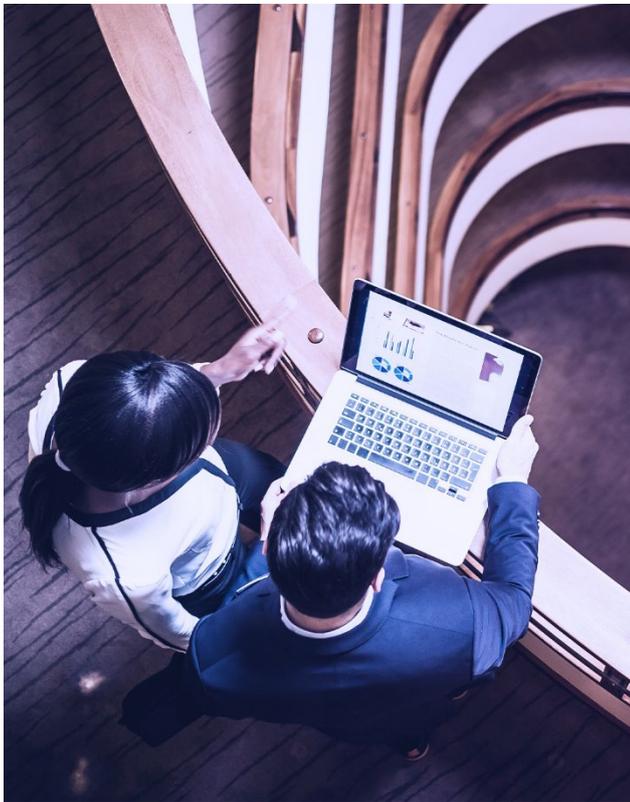
---

KPMG in Malaysia

# Malaysia Transfer Pricing Guidelines 2024



マレーシア歳入庁 (“MIRB”) は2024年12月24日、マレーシア移転価格ガイドライン2024を公表しました。



移転価格ガイドライン2024は賦課年度(“YA”) 2023から適用されます。主な更新内容は次のとおりです。

## 移転価格文書の適用対象

移転価格の同時文書化が必要となる対象が緩和されました。

現行法令において、移転価格文書は当該年度の法人税申告書の提出期限までに完了している場合に同時文書とみなされます。移転価格文書には作成完了日を記載するとともに、Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2023 (“TP Rules 2023”)に規定される全ての事項を記載することが要求されています。

このコンプライアンスの負担を軽減するため、以下の納税者は移転価格の同時文書化が免除となります。

- (a) 事業を営んでいない個人
- (b) 国内の関連者取引のみに従事する事業（パートナーシップを含む）を営む個人
- (c) 関連者取引の金額が100万リンギット未満の法人・個人
- (d) 関連者取引が国内取引のみで、両社が以下に該当する場合
  - (i) 税務インセンティブを享受していない
  - (ii) 適用される最高税率が同じ
  - (iii) 直前の2事業年度において赤字となっていない

この免除を受けるためには、上記(i)から(iii)の全ての要件を満たす必要があると解されます。

このような同時文書化の免除措置があるものの、納税者は引き続き、全ての関連者取引を独立企業間原則に従って行うとともに、独立企業間価格算定の根拠をサポートする関連資料を保持する必要があります。関連者取引を行う全ての納税者は移転価格に関する税務調査の対象となる可能性があり、独立企業間原則に従っていない場合は更正された金額に対してサーチャージが科せられることに留意する必要があります。

また、移転価格ガイドライン2024では、フルバージョンの移転価格文書の作成が必要となる適用対象の基準も、以下のように改訂されています。

- (a) 年間の総売上高が3,000万リンギット以上、かつクロスボーダーの関連者取引の合計金額が1,000万リンギット以上、または
- (b) 年間の財務的支援の合計金額が5,000万リンギット以上

上記の基準値を下回る納税者は、ミニマム移転価格文書の適用が認められています。ミニマム移転価格文書は、フルバージョンの移転価格文書と比べて記載項目が限定的となっています。

## 移転価格文書の同時文書化

フルバージョンの移転価格文書に関して、記載項目は移転価格ガイドライン2024の paragraph 11.7 に規定されており、その内容は TP Rules 2023 の規定と同じです。

ミニマム移転価格文書に関しては、以下の内容を記載すれば足りるとされています。

- (a) 全世界グループ構造
- (b) 組織構造
- (c) 関連者取引
- (d) 移転価格ポリシー

関連者取引と移転価格ポリシーについては、以下に定義される重要な関連者取引(key controlled transactions)についての情報に限定されます。

- (i) 製造業における原材料取引のように、納税者の主要な事業活動にかかわる関連者取引
- (ii) 上記(i)以外の取引で、各年度の事業売上の20%以上を占める関連者取引

ただし、ミニマム移転価格文書を作成する納税者は、重要な関連者取引であるか否かにかかわらず、全ての関連者取引をリスト化しておく必要があります。



## グループ内サービス

付加価値の低いグループ内サービス(Low Value-Adding intra-group Services (“LVAS”))について、MIRBは簡易アプローチを採用しています。LVASとは、多国籍企業グループの中核的業務ではない、支援的なサービスを指します。移転価格ガイドライン2024では、LVASに該当するサービスの性質や種類について、詳細な説明がなされています。

この簡易アプローチはマレーシアのサービス提供者にのみ適用されます。マレーシアのサービス受領者に関しては、その支払いが、当該国でOECD簡易アプローチを同様に採用しているLVASサービス提供者に対して行われた場合のみ、適用が考慮されます。

LVASの独立企業間価格算定にあたっては、サービス提供者は全てのコスト（パス・スルーのコストを除く）に対して5%のマークアップを適用します。簡易アプローチによるマークアップについてベンチマーキングによる検証は必要ありませんが、納税者は全ての関連文書を備えておく必要があります。

# Transfer Pricing Tax Audit Framework 2024

MIRBは2024年12月24日に、移転価格税務調査フレームワーク2024を併せて公表しています。

このフレームワークは2024年12月24日より発効しており、国内および国外の関連者取引に対する税務調査に関するガイダンスを提供するものです。



移転価格税務調査フレームワーク2024の主なポイントは、以下のとおりです。

MIRBは、次の基準により移転価格税務調査の対象を選定する。

- (a) 関連者取引のリスク評価
- (b) 企業グループのリストラクチャリング、および
- (c) 海外の税務当局を含む、第三者から提供された情報

取引価格が独立企業間価格に従っていないとして更正された場合、更正された金額に対して最大5%のサーチャージが科せられます。また、移転価格税務調査フレームワークに従って、自主的に修正申告した場合は、0～4%のサーチャージが科せられます。

税務調査の初期段階において、MIRBは納税者に対して14日以内に移転価格文書を提出するよう文書で要請します。この期限内に移転価格文書を提出しない場合、所得税法113B条およびTP Rules 2023の5条3項に従い、納税者に対して通知が発行されます。

以下の場合、税務調査の最終段階で、各年度ごとにペナルティが科せられます。

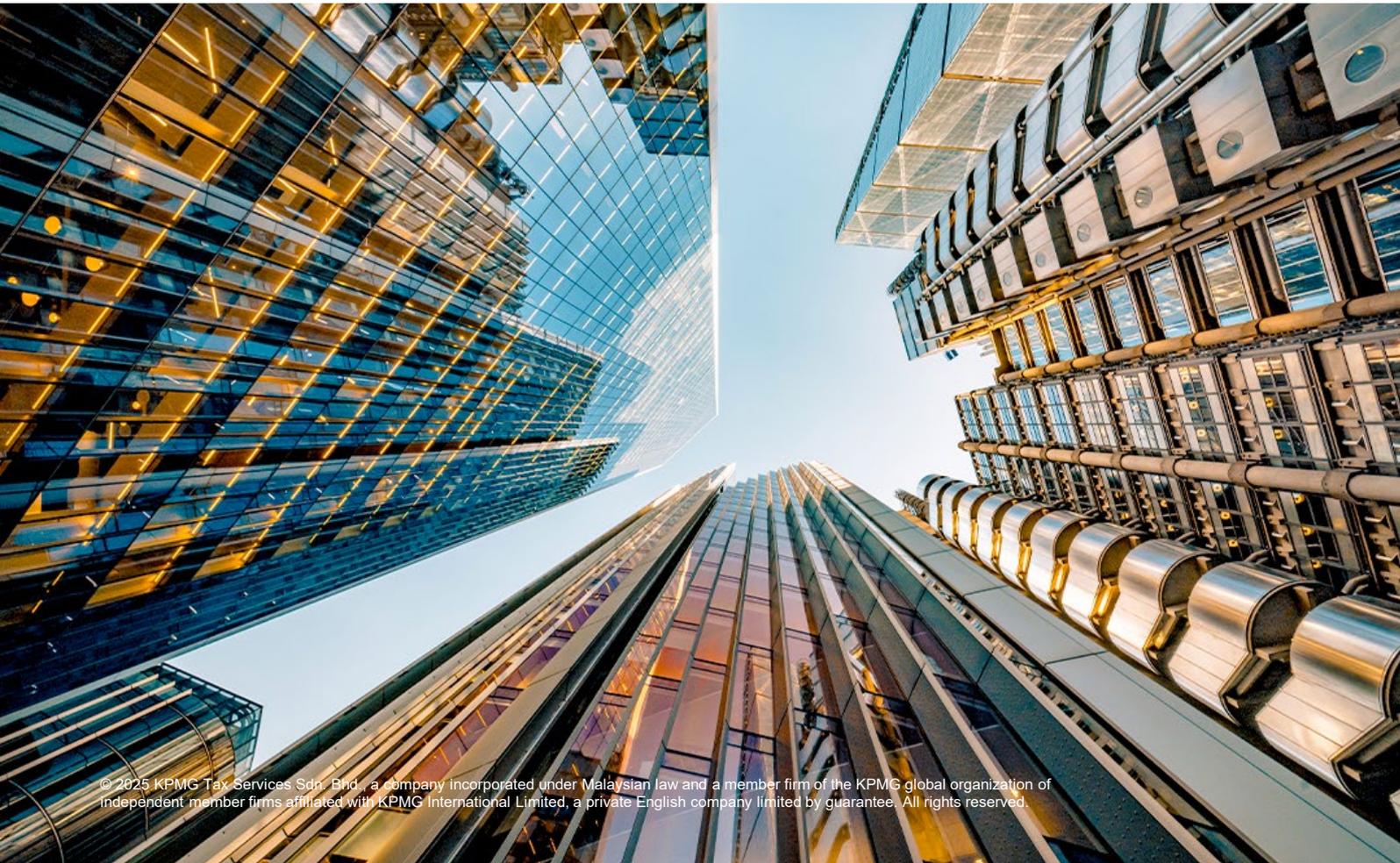
- (i) 通知日から14日を超えて移転価格文書を提出した場合
- (ii) 提出した移転価格文書が、TP Rules 2023および移転価格ガイドライン2024に準拠していない場合

ペナルティの金額は、超過日数に応じて下記のとおり定められています。

| No. | 遅延期間*<br>(超過日数) | 所得税法113B条に基づく<br>ペナルティ金額 |
|-----|-----------------|--------------------------|
| 1   | 7日まで            | RM 20,000.00             |
| 2   | 7日超、14日まで       | RM 40,000.00             |
| 3   | 14日超、21日まで      | RM 60,000.00             |
| 4   | 21日超、28日まで      | RM 80,000.00             |
| 5   | 28日超            | RM 100,000.00            |

注：\*遅延期間は、書面による通知日を起点とする14日間の提出期限から、移転価格文書が提出されるまでの期間として計算される。

なお、TP Rules 2023 が公告された2023年5月29日以前に開始する事業年度については、ペナルティが免除される場合があります。



# KPMG Offices

## Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,  
8, First Avenue, Bandar Utama,  
47800 Petaling Jaya, Selangor  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +603 7721 3399  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## Penang

Level 18, Hunza Tower,  
163E, Jalan Kelawei,  
10250 Penang  
Tel: +604 238 2288  
Fax: +604 238 2222  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## Kuching

Level 2, Lee Onn Building,  
Jalan Lapangan Terbang,  
93250 Kuching, Sarawak  
Tel: +6082 268 308  
Fax: +6082 530 669  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## Miri

1st Floor, Lot 2045,  
Jalan MS 1/2,  
Marina Square, Marina Parkcity,  
98000 Miri, Sarawak  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +6085 321 962  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,  
Plaza Shell,  
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,  
88000 Kota Kinabalu, Sabah  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +6088 363 022  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## Johor Bahru

Level 3, CIMB Leadership Academy,  
No. 3, Jalan Medini Utara 1,  
Medini Iskandar,  
79200 Iskandar Puteri, Johor  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +607 266 2214  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,  
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,  
30450 Ipoh, Perak  
Tel: +603 7721 3388  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



[kpmg.com.my/Tax](https://www.kpmg.com.my/Tax)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.